

令和8年第3回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第11号

【総務部契約管財課】

専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）

本件は、東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年7月3日

【変更内容】

○契約金額 33億941万4,860円
 → 33億7,372万1,680円
 （6,430万6,820円増額します。）

【変更理由】

- ①工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用したため
- ②公共施設棟の新築工事において内装材として使用する協定木材※の調達先が決まり、木材の材料費、運搬費等の額が確定したため
- ③コンクリート構造物等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため

※協定木材とは、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出された木材をいいます。

【契約の相手方】

港区芝五丁目6番1号
奥村・三木・八千代・三晃・大建
異業種建設共同企業体

- 当初契約を議決した議会
令和6年第2回定例会
- 契約変更を報告した議会
令和7年第2回定例会
令和7年第4回定例会

【工事場所】

